



大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第4条 野外活動施設の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、火気を使用しないこと。
- (2) ごみ等を投棄しないこと。
- (3) 樹木を伐採しないこと。
- (4) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 設備、備品等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (6) キャンプ場、木工作等実習棟、天体観測施設、宿泊棟若しくは会議室又は人工登はん壁（以下、「キャンプ場等」という。）の使用を終了したときは、係員に申し出て、点検を受けること。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。